

報 告 第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月13日提出

新居浜市長 石川 勝行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 1 2 号

訴えの提起について

学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求の訴えを、次のとおり提起する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年5月26日

新居浜市長 石川 勝 行

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 事 件 名     | 学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求事件   |
| 2 当 事 者     |   |
| （1）原 告      | 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）  |
| （2）被 告      | （省 略）   |
| 3 訴 え の 主 旨 | 被告に対し、未払学校給食費等の支払を求める。  |
| 4 対象とする金額   | 12万917円（平成28年3月31日現在の滞納金額）  |
| 5 事 件 の 内 容 | 新居浜市は、学校給食費滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、平成28年3月31日に支払督促の申立てを行った。この支払督促に対し、同年5月26日に督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされ、被告に対する学校給食費等の支払の請求について、訴訟手続に移行することとなったもの |